

地域雇用開発助成金

地域雇用開発助成金は、雇用機会を増大させる必要がある地域等について、地域的な雇用構造の改善を図るために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成を行うものです。

地域雇用開発助成金の種類

I 地域雇用開発奨励金

- 同意雇用開発促進地域（※1）または過疎等雇用改善地域（※2）において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に、事業所の設置・整備にかかった費用と雇入れた地域求職者の数に応じて、50～800万円を支給（1年ごとに最大3年間（3回）支給）します。

II 沖縄若年者雇用促進奨励金

- 沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上（新規学卒者（※3）を除く）雇入れた場合、支払った賃金の1/4（中小企業は1/3）を1年間助成します。

- 「地域雇用開発奨励金」と「沖縄若年者雇用促進奨励金」は、助成対象が異なるため、2つを同時に受給することが可能です。なお、支給要件がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

	地域雇用開発奨励金	沖縄若年者雇用促進奨励金
助成対象	設備に対する助成	賃金に対する助成
完了日の期限	計画日(★)から起算して18か月を経過する日、かつ、同意雇用開発促進地域および過疎等雇用改善地域の指定期間の末日までの日	計画日(★)から起算して24か月を経過する日

- ★ 計画日とは、計画書を労働局に提出した日をいいます。計画日以後の設置・整備および雇入れが奨励金の支給対象です。また、遅くとも完了日の期限から起算して2か月以内に完了届を提出しなければ奨励金は受給できません。

※1 同意雇用開発促進地域（沖縄県内市町村のみ抜粋）（平成25年4月1日現在）

地域名	構成市町村	指定期間
本島北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
本島中部地域	うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
宮古地域	宮古島市、多良間村	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

※2 過疎等雇用改善地域（沖縄県内市町村のみ抜粋）（平成25年4月1日現在）

郡名	市町村名	指定期間
国頭郡	国頭村、大宜味村、東村、伊江村	平成26年3月31日まで
島尻郡	渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村	

宮古郡	多良間村	
八重山郡	竹富町	

※3 新規学校卒業者とは、新規中学校卒業者、新規高等学校卒業者は卒業年の6月末まで、新規大学等卒業者は卒業年3月末までに職業紹介を経ている者をいいます。

★これより各助成金の説明に入りますが、紙面の都合上、助成内容等ごく一部の掲載に留めております。ご活用を検討される際には、必ず、厚生労働省ホームページまたは沖縄助成金センター、事業所管轄のハローワークにて支給要件をよくご確認ください。

厚生労働省ホームページ 雇用関係助成金制度掲載ページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

または、厚生労働省トップページ <http://www.mhlw.go.jp/> を開き、検索窓に「雇用関係助成金」と入力して検索頂き、「事業主の方のための雇用関係助成金」と表示された項目を開くと、助成金制度の説明が掲載されたページへ進みます。

I 地域雇用開発奨励金

主な支給要件

1. 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書(※4)を提出すること

※4 計画期間(計画書の提出から事業所の設置・整備および雇い入れ完了まで)は最大18か月です。
また、事業所の設置・整備費用として認められるのは、計画期間内に引渡しおよび支払いがあるものとなります。

2. 雇用保険の適用事業所を設置・整備すること(雇用保険適用事業所非該当の施設は助成対象外です。)

3. ハローワーク等(※5)の紹介により地域求職者を雇い入れること

なお、対象労働者の人数のうち1/3まで新規学卒者(※3)を含めることができます。

例)対象労働者の人数が3人の場合→うち新規学卒者は1人まで可

対象労働者の人数が5人の場合→うち新規学卒者は1人まで可

※5 具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所(ハローワーク)
- ② 地方運輸局(船員として雇い入れる場合)
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者

厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者(船員として雇い入れる場合)のうち、本奨励金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を都道府県労働局長に提出した職業紹介事業者

4. 事業所の被保険者数が増加(※6)していること

※6 計画日の前日と完了日と比較して、増加した被保険者の人数が対象労働者の人数の上限です。

5. 労働者の職場定着※を図っていること

※7 2年目(2回目)、3年目(3回目)に継続して支給を受けるための要件として、「対象労働者の1/2を超え、かつ、4人以上の離職者を出していない」ことが必要となります。

6. 解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと

7. 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること

8. 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

助成内容

問い合わせ先 沖縄助成金センターまたは事業所管轄のハローワーク

1回あたり本表に示す額を支給します。なお、1回あたりの支給額は、完了届（第1回目の支給申請）時点の状況で確定します。

事業所の 設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)※~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

◆創業と認められる場合は、支給額の1/2を第1回の支給額に上乗せして支給します。

※()内は創業の場合にのみ適用します

手続きの流れ

設置・整備完了後に1回目を、以後1年ごとに合計3回支給します。

